

# 一般社団法人 日本スキムボード協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本スキムボード協会と称し、外国に対しては、JAPAN SKIMBOARDING ASSOCIATION(略称 J.S.A.) という。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県伊勢原市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国におけるスキムボード界を総轄し、代表する団体として、スキムボードの普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とし、その目的に資するため、第4条の事業を行う。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) スキムボードの国内普及とプロスポーツとしての確立を目指しての調査
- (2) スキムボード競技者の競技力向上とマナー向上の推進
- (3) 全日本スキムボードチャンピオンシップ大会及び日本プロスキムボードツアー戦大会 (J.P.S.T.) の開催
- (4) スキムボード競技者に関する有資格者の認定及び登録
- (5) スキムボード競技者に関する有資格者に係る規定及び競技規則の制定並びに管理
- (6) スキムボードに関する講習会の開催、指導者・審判員等の養成並びに指導者・審判員等の資格の認定及び登録
- (7) スキムボードの競技施設 (ポイント) 及び用器具等の研究指導並びに公認
- (8) スキムボードに関する各種刊行物の発行
- (9) 自然環境に携わる組織として、永続的な環境保護と事故防止の徹底
- (10) その他目的を達するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第3章 社員

(入社)

第6条 この法人には次の社員を置く。

- (1) 正社員 この法人の目的に賛同して入会する法人及び個人
- (2) 賛助社員 正社員以外で、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者

2 前項社員のうち正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 社員となるには、この法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員はこの法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は、解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくは、この法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

(社員総会)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(召集)

第14条 社員総会の召集は理事が過半数をもって決定し、代表理事が召集する。社員総会の召集通知は、会日より5日前までに各正社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席正社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各正社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役員

(員数)

第19条 この法人に次の役員を置く。

- 2 理事は3名以上10名以内とする。
- 3 理事は社員総会の決議によって社員の中から選任する。

(任期)

第20条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第21条 この法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、この法人の業務を総括する。

(役員報酬等)

第22条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第24条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第25条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第26条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第28条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 競技者登録料
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、代表理事が管理し、現金は理事会議の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、代表理事が保管する。

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会議の了承を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、理事会議の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第34条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第35条 この法人の設立時の理事、代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	岩崎 貴之
設立時理事	矢島 清二
設立時理事	牛尾 大亮
設立時代表理事	岩崎 貴之

(設立時の社員の氏名及び住所)

第36条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県伊勢原市石田258番地の1	岩崎 貴之
神奈川県三浦郡葉山町堀内1421番地の5	矢島 清二
福岡県糟屋郡志免町王子1丁目12番3号	牛尾 大亮

(法令の準拠)

第37条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、神奈川県伊勢原市に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 この法人は、剰余金を分配することができない。

以上、一般社団法人 日本スキムボード協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年4月1日

設立時社員 岩崎 貴之

設立時社員 矢島 清二

設立時社員 牛尾 大亮

附 則

この定款は平成 24 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は平成 28 年 5 月 31 日から施行する。